

NO	関係団体	第八次千葉県障害者計画の施策や進捗状況の評価		障害者福祉推進課・障害福祉事業課担当室班	担当専門部会	他所属担当課
4	千葉県重症心身障害児（者）を守る会	・相談支援や基幹相談支援は地域格差があり、困りごとが解決できず孤立してしまう場合があります。相談はただ聞いてもらえばそれでいいというものではありません。今すぐ何とかしてほしいと切羽つまった場合もあります。必要な支援がないときには、それを作り出すまでの支援が必要です。どこの地域に住んでいても質の高い相談支援事業になることを望みます。		地域生活支援班	○相談	-
16	日本精神科看護協会千葉県支部	・相談支援専門員の不足		地域生活支援班	○相談	-
19	日本精神科看護協会千葉県支部	・障害のある人の相談支援体制の充実の評価が上がることで家族負担や入院患者の減少が期待されるのではないかと。		地域生活支援班	○相談	-
44	千葉県自閉症協会	・障害者総合支援法のサービス等利用計画を作成する相談支援事業者の安定的な確保と質の向上を目指し、相談支援専門員の確保に努めるとともに、養成に係る各種の研修及び専門性向上のための専門コース別研修等を行います。 数値目標5-1（計画相談支援従事者数）、5-15（相談支援専門員研修（初任者・現任・主任）及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修（基礎・実践・更新）修了者数） ⇒まずは良質な計画相談事業所が経営を維持できるか、とのことがあります。利用者に時間かけていねいに寄り添っていくことが報酬（単に相談員のキャリア評価でなく）となるよう評価が必要です。		地域生活支援班	○相談	-
45	千葉県自閉症協会	・数値目標5-6 発達障害者支援地域協議会の開催回数 ⇒やはりこのくらいの実施数では、当協会会員からのリアクションがありません。協議会が圏域、市町村レベルで実施される体制にはならないでしょうか。		地域生活支援班	○相談	-
46	千葉県自閉症協会	・数値目標5-8（発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数）、5-9（発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数） ⇒大変役に立っております。もっとお声をかけたいのですが業務多忙とお見受けします。センターの一層の拡張をお願いします。		地域生活支援班	○相談	-
81	千葉県精神障がい者地域活動支援事業所協議会	・5-10 発達支援センター運営事業数 →県2、市1で目標達成としているが、そもそも少ない。地域によってはアクセスしづらい。また、目標値の根拠を明確にする必要性を感じる。		地域生活支援班	○相談	-
82	千葉県精神障がい者地域活動支援事業所協議会	・5-7 ピアサポートの活動への参加人数 ピアサポート活動人数→養成研修参加人数減でD評価について →研修回数の増と東葛地域開催での開催が必要だと感じます。		地域生活支援班	○相談	-
95	特定非営利活動法人千葉県精神障害者自立支援事業協会	・② 基幹相談支援センターの中核的役割と現場実態のギャップ 国の資料では、基幹相談支援センターは「地域の相談支援の中核的機関」として、「相談支援事業者への助言等による支援者支援」、「市町村（自立支援）協議会への関与による地域づくり」、「地域生活支援拠点等との連携による地域移行・地域定着の推進」などの中核的機能を担うことが示されています。しかし、多くの基幹相談支援センターは、市町村障害者相談支援事業（委託相談）や個別の困難事例対応に業務時間の多くを割かざるを得ず、「支援者支援」と「地域づくり」の機能に十分な人員・時間を投じられていないのが実情です。令和7年10月時点で全市町村に設置されたこと自体は前進ですが、委託内容や体制整備の違いにより機能のばらつきが大きく、国が想定する「中核的機関」としての役割を十分発揮できているとは言えません。		地域生活支援班	○相談	-

NO	関係団体	第八次千葉県障害者計画の施策や進捗状況の評価		障害者福祉推進課・障害福祉事業課担当室班	担当専門部会	他所属担当課
96	特定非営利活動法人千葉県精神障害者自立支援事業協会	・③市町村（自立支援）協議会の形骸化とマクロ視点の不足 国の「障害者地域生活支援体制整備」に関する資料では、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等、市町村・都道府県の（自立支援）協議会が一体となって、地域生活支援体制を構築するイメージが示されています。 しかし、多くの市町村では、（自立支援）協議会が情報共有や個別ケースの確認にとどまり、地域全体を俯瞰した課題設定や、障害福祉計画・障害児福祉計画への反映といったマクロ機能が十分に発揮されていません。市町村担当部署と基幹相談支援センターが共同で事務局を担い、地域生活支援拠点等や強度行動障害支援システムとも連動するという本来の姿を踏まえると、協議会の活用にはまだ改善の余地が大きいと考えます。		地域生活支援班	○相談	-
97	特定非営利活動法人千葉県精神障害者自立支援事業協会	・④相談支援人材の育成・確保と「望まないセルフプラン」・モニタリング結果検証への対応の弱さ 第八次計画の進捗管理では、相談支援専門員等を対象とした研修受講者数が目標未達となっている指標が複数あり、その要因として「ニーズが想定より少なかった」と整理されている箇所があります。一方、国の通知では、「望まないセルフプラン」を解消するために、セルフプラン利用者への意向調査、相談支援体制が不十分な市町村における体制整備計画の策定、モニタリング結果の検証等を行い、基幹相談支援センター等による事例検討を通じてセルフプランを見直す取組が求められています。千葉県の現行計画からは、計画相談支援のモニタリング結果を活用し、基幹相談支援センターがハブとなってセルフプランや支給決定の妥当性を検証する仕組みが明確には読み取れません。研修受講者数の不足を「ニーズ不足」と捉えるだけでなく、相談支援人材の確保・育成と「望まないセルフプラン」の解消、モニタリング結果の検証を一体的に進める視点が不足していると感じます。		地域生活支援班	○相談	-
98	特定非営利活動法人千葉県精神障害者自立支援事業協会	・⑤ピアサポートと障害者虐待防止、心のサポーター養成研修の位置付け 精神病床からの退院後の行き先や地域移行に関する指標について、千葉県はコメントの中で「ピアサポーターの活用」、「住まいの確保支援」、「家族支援等の推進」に引き続き取り組むとしていますが、養成研修にとどまっている部分が多く、活動の場や報酬の枠組みが十分でないため、地域移行・地域定着への実質的な寄与が見えにくい状況です。また、主要施策の進捗管理では、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業の一環として、「心のサポーター養成研修」（いわゆる「ここサボ」養成研修）が実施されていることが示されていますが、圏域や市町村単位で、地域の相談支援・保健・福祉・教育等の関係機関を包括した形で活用されているかどうかは見えにくい状況です。加えて、障害者虐待防止、とりわけ入所施設や精神科病院における人権侵害の問題と、地域生活支援体制・基幹相談支援センター・協議会の連動は、現行計画上十分に整理されているとは言えず、県としての姿勢がより明確に示されるべきと考えます。		精神保健福祉推進班 虐待防止対策・法人指導班 地域生活支援班	○精神 ○権利 ○相談	-

NO	関係団体	第八次千葉県障害者計画の施策や進捗状況の評価		障害者福祉推進課・障害福祉事業課担当室班	担当専門部会	他所属担当課
101	特定非営利活動法人千葉県精神障害者自立支援事業協会	・⑧基幹相談支援センター機能強化事業及び市町村障害者生活支援事業費の活用状況・目的適合性の検証が不十分であること 国の資料では、 ・都道府県実施の「障害者地域生活支援体制整備事業費（アドバイザー配置、ブロック会議等）」 ・市町村実施の「基幹相談支援センター等機能強化事業（市町村障害者生活支援事業費の一部）」について、基幹相談支援センター等への専門的職員の配置や、地域の相談支援事業者への専門的な指導・助言等を通じて相談支援機能を強化することが目的であると明記されています。 また、市町村事業については、原則として「基幹相談支援センターへの補助」に見直した上で、「地域の相談支援体制強化の取組」及び「地域づくりの取組」への補助に重点化する方針が示されています。 しかし、第八次千葉県障害者計画の概要版や主要施策等管理表からは、 ・基幹相談支援センター機能強化事業、 ・市町村障害者生活支援事業費（基幹相談支援センター等への補助）、 が県内市町村でどの程度活用されているか、また、それらが「支援者支援」や「地域づくり」といった法・通知上の目的どおりに使われているかについて、具体的な把握・検証の仕組みが分かりにくい状況です。 結果として、 ・補助事業が単に基幹相談支援センターの人件費の一部に充当されるにとどまり、 ・相談支援専門員へのスーパービジョン、OJT 指導者の育成、相談支援事業所ネットワークの構築、協議会の機能強化といった、国が意図する「機能強化」の中身にどこまで結びついているか、が県として十分に検証されているとは言い難く、次期計画では、これら補助事業の目的適合性・成果を評価指標に位置付けることが必要と考えます。		地域生活支援班	○相談	-
111	一般社団法人千葉県手をつなぐ育成会	・相談支援専門員とつながり情報を得ることによってグループホーム利用に結びつく例が増えています。支援が必要な人に基幹相談支援センターが対応し、相談支援事業所へつなぐことができます。サービス等利用計画を作成する相談支援専門員の数が増えないため、セルフプランで作成する方たちがいます。相談支援とつながっていないことはサービス提供の不公平であり不安です。支援や相談が必要な時にすぐに対応してほしいです。基幹相談支援センターや地域生活支援拠点とは地域の中で連携して問題解決に当たる機関であるのに仕事量が多く人手が不足し、利用する立場からは相談の予約を取るのも大変だと感じます。		地域生活支援班	○相談	-
121	千葉県身体障害者施設協議会	・相談支援体制について ①基幹相談支援センターを各市町村に設置することで、情報共有や相談等の連携など図れるようになった。千葉県独自の中核支援センターと基幹相談支援センター、そして地域によっては国の重層的支援体制整備事業に関する福祉総合相談事業とその役割が一部重複している。見直しをしていただき無駄のない効果的な相談支援体制を構築していただきたい。 ②相談支援専門員の養成数が目標実績に達しないこともあり、相談支援専門員一人が担当するケースが、多い方では100人以上を担当していると聞いている。相談支援専門員の数を増やすには養成のための専門コース別研修を継続して実施していく必要があると感じる。		地域生活支援班	○相談	-

NO	関係団体	第八次千葉県障害者計画の施策や進捗状況の評価		障害者福祉推進課・障害福祉事業課担当室班	担当専門部会	他所属担当課
141	千葉県基幹相談支援センター連絡会	5 障害のある人の相談支援体制の充実について 5-13 相談支援専門員の養成数について - D評価：目標（養成数600名）を高く設定したためであったが、計画作成時の根拠があつての目標設定であつたのではないのでしょうか。もし目標数値見直しをする場合、その根拠設定をどのように設けているかを確認したいです。次期計画にむけて、改めて設定根拠がどうなっていたかがわかれば、達成に向けての具体的取り組み策を考えていけるのではないかと思います。		地域生活支援班	○相談	-
144	千葉県特別支援学校長会	<効果あり> 「5 障害のある人の相談支援体制の充実」→通級による指導の充実やセンター的機能が充実してきている。		地域生活支援班	○相談	-

令和7年度実施「次期千葉県障害者計画策定に向けた市町村自立支援協議会からの意見等」【課題】

NO	市町村自立支援協議会	現在の障害者施策の課題	各自立支援協議会において行っている取組	「現在の障害者施策の課題」の、第八次計画での関係施策	障害者福祉推進課・障害福祉事業課担当室班	担当専門部会	他所属担当課
1	木更津市地域自立支援協議会	- 協議会自体に予算の権限もなく、研修等を企画しようにも費用面を考慮しなければならず毎回苦慮している。 - 事務局としての機能を担う法人や施設に負担が集中している。 - 形式的に開催されているがその場での議論となり、政策や市の福祉の向上につながっていない。	-	5障害のある人の相談支援体制の充実、（１）地域における相談支援体制の充実	地域生活支援班	○相談	-
12	君津市障害者地域自立支援協議会	8050問題について、高齢者が体調を崩し介護保険の申請が必要になる時、精神障がいと考えられる子と同居しているが、病識が無く医療につながっていないケースが多くあることから、本人だけでなく親も何らかの相談機関につなげるような相談支援体制の構築が課題となっている。	当市では、基幹相談支援センターと連携して家族も対象とした相談窓口の設置と自立支援協議会において課題を共有し、地域における障害者等の支援体制の整備を行っています。	5障害のある人の相談支援体制の充実、（１）地域における相談支援体制の充実	地域生活支援班	○相談	-
19	山武圏域自立支援協議会	相談支援体制の充実について、相談支援専門員及び支援員（以下、相談員等）不足のため相談窓口が足りていないことが支障となっていることから、相談員等を増員することが課題です。	当圏域では、相談支援部会と連携して会議を開催しながら相談支援の体制づくりを進める取組を行っています。	5障害のある人の相談支援体制の充実、（２）地域における相談支援従事者研修の充実	地域生活支援班	○相談	-
27	成田市地域自立支援協議会	相談支援専門員について、その不足により障害福祉サービス等の利用に支障が生じているという声があることから、人材育成及び処遇改善に取り組む必要があります。なお、政策としては国の分野になりますが、相談支援専門員が処遇改善の対象外とされていることが、金額及びモチベーションの両面において負の影響を与えていると考えられます。	-	5障害のある人の相談支援体制の充実、（２）地域における相談支援従事者研修の充実	地域生活支援班	○相談	-
48	長生郡市総合支援協議会	障害福祉サービス事業所の増加による人材不足や、相談支援専門員等の質が担保されていないことが課題である。虐待通報等の増加も顕著であることから、相談支援専門員等の質の向上を図るための取り組みが必要であると考えます。	-	5障害のある人の相談支援体制の充実、（２）地域における相談支援従事者研修の充実	地域生活支援班	○相談	-
63	香取広域自立支援協議会	相談支援専門員が不足している。国を含め、相談支援事業所が安定して活動出来る給付費やインセンティブ体制整備が必要。	-	5障害のある人の相談支援体制の充実、（２）地域における相談支援従事者研修の充実	地域生活支援班	○相談	-

NO	市町村自立支援協議会	現在の障害者施策の課題	各自立支援協議会において行っている取組	「現在の障害者施策の課題」の、 第八次計画での関係施策	障害者福祉推進 課・障害福祉事 業課担当室班	担当専門部会	他所属担当課
74	富里市自立支援協議会	-	・富里市では、中学校圏域（第2層圏域）に分けた自立支援協議会を開催し、よりきめ細かい課題の検討を行っています。その中で、外国人比率が県内1位であることから、外国にルーツを持つ方の支援が不可欠となっており、言語や文化の違いが支援の支障となっています。そのため、適切な支援方法の検討を進めているところです。	5障害のある人の相談支援体制の充実、（１）地域における相談支援体制の充実	地域生活支援班	○相談	-
79	富里市自立支援協議会	・南部圏域は 農村地帯ということもあり、なかなかコミュニケーションの場がないように思われます。住民主体で何ができるのかを考えていく必要があると思われま。今後災害等がおきた際の地域とのかわり方などを南部圏域として洗心地区社会福祉協議会との連携も必要と考えています（横のつながりなど）	-	5障害のある人の相談支援体制の充実、（１）地域における相談支援体制の充実	地域生活支援班	○相談	-
90	千葉市自立支援協議会	・「5 障害のある人の相談支援体制の充実」について 相談支援事業所及び相談支援従事者の不足によりセルフプラン率が高いことが課題です。	・千葉市では、障害者基幹相談支援センターがセルフプランの利用者へサポートする体制を整備し、また、市独自で計画相談支援推進事業補助金制度の取組を実施しておりますが、セルフプラン率は年々高くなっています。セルフプランとなった理由を把握し、それに応じて対策を検討する必要があると考えています。	5障害のある人の相談支援体制の充実、（１）地域における相談支援体制の充実	地域生活支援班	○相談	-
93	市原市障がい者支援協議会	・地域活動を担ってきた地域相談員等の高齢化や後継者不足により、地域内で潜在化している課題（経済的困窮や社会的孤立など）の掘り起こしが難しくなっている状況。これにより、課題を早期に把握し、適切な支援につなげることが困難となっている。	-	5障害のある人の相談支援体制の充実、（１）地域における相談支援体制の充実	地域生活支援班	○相談	-
100	市原市障がい者支援協議会	・第八次千葉県障害者計画では、サービス提供先の増加や専門員派遣により一定の成果がある一方、「障害のある人の相談支援体制の充実」や「障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実」は達成率が低い。理由の精査と、促進が必要である。障害のある人が地域で自分らしく暮らすためには、社会の生きにくさへの理解が不可欠で、障がいの種類や重度軽度は関係ない。受給者証取得数やサービス利用率、地域格差の開示と検証を望む。	-	5障害のある人の相談支援体制の充実、（１）地域における相談支援体制の充実	地域生活支援班	○相談	-

NO	市町村自立支援協議会	現在の障害者施策の課題	各自立支援協議会において行っている取組	「現在の障害者施策の課題」の、 第八次計画での関係施策	障害者福祉推進 課・障害福祉事 業課担当室班	担当専門部会	他所属担当課
106	市原市障がい者支援協議会	-	・相談窓口情報をまとめたパンフレットを作成し、市民への周知を図る取り組みを行っている。パンフレットは、毎年内容を更新し、最新の相談窓口情報を市民に提供している。この取組は、窓口が多くてどこに相談すればよいかわからない方や、困りごとが多くてどうすればいいかわからない方々が、気軽に相談できる環境を整え、早期からの支援や関わりの推進につながっている。	5障害のある人の相談支援体制の充実、（１）地域における相談支援体制の充実	地域生活支援班	○相談	-
107	市原市障がい者支援協議会	-	・重層的支援体制の推進の取り組みにおいて、複数の連携先があることによって実際の支援に至るまでに時間がかかってしまう、舵取り役がはっきりしないことによって情報が錯綜してしまうことが起こり得る。当圏域では基幹相談支援センターがその窓口となることを周知する取り組みを行っている。	5障害のある人の相談支援体制の充実、（１）地域における相談支援体制の充実	地域生活支援班	○相談	-
116	市川市自立支援協議会	・（５）指定特定相談支援事業者、指定障害児相談支援事業者の不足。	-	5障害のある人の相談支援体制の充実、（１）地域における相談支援体制の充実	地域生活支援班	○相談	-
119	市川市自立支援協議会	・（８）障害福祉サービスなどの公的サービスにつながらない方を支えていく仕組みの不足。	-	5障害のある人の相談支援体制の充実、（１）地域における相談支援体制の充実	地域生活支援班	○相談	-
120	市川市自立支援協議会	・（９）障害当事者とのコミュニケーションの不足（障害当事者との情報共有の不足）。	-	5障害のある人の相談支援体制の充実、（１）地域における相談支援体制の充実	地域生活支援班	○相談	-
122	市川市自立支援協議会	・（１１）指定特定相談支援事業者、指定障害児相談支援事業者の不足（セルフプラン率）。	-	5障害のある人の相談支援体制の充実、（１）地域における相談支援体制の充実	地域生活支援班	○相談	-

令和7年度実施「次期千葉県障害者計画策定に向けた関係団体からの意見等」【期待】

NO	関係団体	次期千葉県障害者計画に期待すること	「次期千葉県障害者計画に期待すること等」の、 第八次計画での関係施策	障害者福祉推進 課・障害福祉事 業課担当室班	担当専門部会	他所属担当課
14	日本精神科看護協会千葉県支部	・5障害のある人の相談支援体制の充実の相談支援専門員の養成数や相談支援専門コース別、研修授業受講者数など目標数を高く設定したため達成できなかったと思うが、どのように研修を行い、どのように関われば目標値に近づけるのかを検討していただきたいと思う。また、予定したよりニーズが少ないため終了者数が低いのであれば、どのようなことが求められているのかを考えてもらいたいと思います。	5障害のある人の相談支援体制の充実、(2)地域における相談支援従事者研修の充実	地域生活支援班	○相談	-
16	日本精神科看護協会千葉県支部	・相談支援事業所の充実	5障害のある人の相談支援体制の充実、(1)地域における相談支援体制の充実	地域生活支援班	○相談	-
64	千葉県知的障害者支援施設家族会連合会	・本人の意思決定支援について、本人の意思を伝えることが困難な障害者が多く、きめ細かな対応や支援が必要である。	5障害のある人の相談支援体制の充実、(1)地域における相談支援体制の充実	地域生活支援班	○相談	-
95	特定非営利活動法人千葉県精神障害者自立支援事業協会	・②基幹相談支援センターの中核的役割発揮に向けた県としての支援の明確化 基幹相談支援センターの設置主体・財源は市町村であり、国が中核的役割を示し、都道府県は広域的な見地から助言・支援を行う立場にあります。 次期計画では、 ○国が示す中核的役割（支援者支援・地域づくり・地域生活支援拠点等との連携）を県計画でも再確認し、「個別支援に業務が偏り、中核機能が発揮できない状況は是正すべき」という方向性を明示すること。 ○市町村が障害者相談支援事業を基幹に委託する際、中核的役割を圧迫しないよう、業務量・役割分担等に関する標準的な考え方を県として整理し、市町村への情報提供・助言を行うこと。 ○都道府県相談支援体制整備事業に位置付けられたアドバイザーを活用し、基幹相談支援センターの機能強化、相談支援従事者のOJT指導者養成、市町村協議会の運営支援等を広域的に支える仕組みを、県自立支援協議会と連動させて構築すること。	5障害のある人の相談支援体制の充実、(1)地域における相談支援体制の充実	地域生活支援班	○相談	-
96	特定非営利活動法人千葉県精神障害者自立支援事業協会	・③市町村・県（自立支援）協議会の役割を再定義し、連携の仕組みを明文化すること 次期計画では、市町村（自立支援）協議会と県（自立支援）協議会それぞれの役割を、国の基本指針・地域生活支援体制整備事業の考え方に沿って整理し直し、連携の仕組みを明文化することを求めます。市町村協議会は、個別事例を通じた地域課題の抽出、相談支援・サービス体制の点検、地域生活支援拠点等の検証等を担う「地域マクロの場」とし、県協議会は、市町村協議会や精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの協議の場からの課題を集約し、県計画に反映する「広域マクロの場」として位置付けることが望まれます。また、市町村協議会の事務局を市町村担当部署と基幹相談支援センターが共同で担い、地域生活支援拠点等や強度行動障害者支援システムとの連動を図るモデルを千葉県としても推奨し、高齢精神障害者・強度行動障害者・若年ひきこもり等、横断的な地域課題を戦略的に捉える体制づくりを進めることが重要です。	5障害のある人の相談支援体制の充実、(1)地域における相談支援体制の充実	地域生活支援班	○相談	-

NO	関係団体	次期千葉県障害者計画に期待すること	「次期千葉県障害者計画に期待すること等」の、 第八次計画での関係施策	障害者福祉推進 課・障害福祉事 業課担当室班	担当専門部会	他所属担当課
97	特定非営利活動法人千葉県精神 障害者自立支援事業協会	・④地域生活支援拠点等と拠点コーディネーターの実質化、機能強化加算等の活用促進 国の資料では、地域生活支援拠点等を障害者総合支援法に位置付け、市町村の努力義務を設けるとともに、地域生活支援拠点等の整備が全国で約7割にとどまる状況が示されています。 次期計画では、 ○千葉県内で地域生活支援拠点等が未設置の市町村・圏域がある場合には、その整備を促進することを明記すること。 ○拠点コーディネーターの役割（予防的支援・地域移行の動機付け支援等）を明確にし、「名義のみの配置」とならないよう、日常的に機能を発揮できる体制整備を市町村とともに進めること。 ○地域生活支援拠点等機能強化加算などの加算・補助の活用状況を把握し、未活用の地域に対して情報提供や相談支援を行うこと。	1 障害のある人のニーズに即した多様な暮らしの実現、（1）グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備	地域生活支援班	○相談	-
99	特定非営利活動法人千葉県精神 障害者自立支援事業協会	・⑥計画相談支援のモニタリング結果を活用した基幹相談支援センターによる検証・事例検討 国の通知は、セルフプランにより支給決定されている事例について、モニタリング結果の検証等とあわせて一定数を抽出し、基幹相談支援センター等による事例検討を行うことを求めています。 次期計画では、 ○計画相談支援のモニタリング結果を、市町村のみで完結させるのではなく、基幹相談支援センターがハブとなって検証・事例検討を行う仕組みを位置付けること。 ○セルフプランを含む支給決定の妥当性や支援の質について、基幹相談支援センターによる第三者的な視点を持ち込み、必要に応じて相談支援専門員や本人・家族への助言を行う流れを整備すること。 これにより、「望まないセルフプラン」の解消と相談支援の質向上を両立させることが期待されます。	5 障害のある人の相談支援体制の充実、（1）地域における相談支援体制の充実	地域生活支援班	○相談	-
101	特定非営利活動法人千葉県精神 障害者自立支援事業協会	・⑧相談支援人材の確保・育成と「望まないセルフプラン」の解消を一体で進めること 次期計画では、相談支援専門員の確保・定着（労働条件・配置数・代替要員確保等）とキャリアラダーに沿った研修体系の構築に加え、セルフプランの実態把握と解消に向けた取組を一体のものとして位置付けることを求めます。 特に、 ○市町村ごとのセルフプラン率と相談支援体制の状況を把握し、体制整備が遅れている市町村には都道府県相談支援体制整備事業やアドバイザーを活用して支援すること。 ○基幹相談支援センターによるモニタリング結果の検証・事例検討を通じて、セルフプランの見直しを本人のエンパワメントにつなげることを。 を県計画上の重点施策として明記することが重要です。	5 障害のある人の相談支援体制の充実、（1）地域における相談支援体制の充実	地域生活支援班	○相談	-
103	特定非営利活動法人千葉県精神 障害者自立支援事業協会	・⑩ 害福祉サービスで働く人材の確保・定着（とりわけ相談支援人材）を横断的な柱とすること 第八次計画でも「人材の確保・定着」が掲げられていますが、次期計画では、相談支援専門員、グループホーム等の居住支援者、地域生活支援拠点コーディネーター、ピアサポーターなど、地域生活支援体制を支える多様な人材を横断的な柱として位置付けることを求めます。その上で、虐待防止・権利擁護・意思決定支援を含む研修と人材養成を、報酬・加算や補助制度と連動させて計画に位置付けることで、障害福祉サービスの質の向上と人材の定着を図ることが重要と考えます。	8 様々な視点から取り組むべき事項、（1）人材の確保・定着	地域生活支援班	○相談	-

NO	関係団体	次期千葉県障害者計画に期待すること	「次期千葉県障害者計画に期待すること等」の、 第八次計画での関係施策	障害者福祉推進 課・障害福祉事 業課担当室班	担当専門部会	他所属担当課
104	特定非営利活動法人千葉県精神 障害者自立支援事業協会	・⑪ 基幹相談支援センター機能強化事業及び市町村障害者生活支援事業費の活用状況の「見える化」と、目的どおりの運用がなされているかの検証を、県計画として位置付けること - 国は、障害者地域生活支援体制整備事業や基幹相談支援センター等機能強化事業について、○基幹相談支援センターの設置・機能強化、○地域生活支援拠点等の整備・機能強化、○（自立支援）協議会の効果的運営、○相談支援従事者のスキルアップや OJT 指導者養成、を目的とすることを明示し、チェックリスト等による自己点検と全国ブロック会議・オンライン研修を通して、取組の進捗と課題を共有する枠組みを整備しています。次期千葉県障害者計画では、これを踏まえ、以下の点を明記することを求めます。県として、各市町村が実施する、○基幹相談支援センター機能強化事業、○市町村障害者生活支援事業費（基幹相談支援センター等への補助）、の活用状況（配置されている専門職の職種・役割、実施している支援者支援・地域づくりの内容等）を毎年度把握し、「見える化」すること。国が示すチェックリストやアドバイザー事業、ブロック会議での議論等を活用し、「補助金が本来の目的（支援者支援・地域づくり・地域生活支援体制の強化）に沿って使われているか」を市町村・基幹相談支援センターとともに定期的に検証すること。その検証結果を、○基幹相談支援センターの中核機能（支援者支援・地域づくり）の強化、○地域生活支援拠点等や（自立支援）協議会との役割分担の整理、○相談支援人材の養成・研修計画の見直し、に反映させるサイクル（PDCA）を県計画上に明記すること。これにより、基幹相談支援センターが「個別支援に追われて中核機能が発揮できない」状態を脱し、国が意図する「地域の相談支援の中核機関」として、市町村障害者計画・障害者計画の実効性を高めていくことが期待できます。	5障害のある人の相談支援体制の充実、（１）地域における相談支援体制の充実	地域生活支援班	○相談	-
110	一般社団法人千葉県手をつなぐ 育成会	・相談支援体制 現計画に「地域の相談支援における指導的立場にある相談支援専門員の確保に努めます。」とあるが、相談支援専門員の役割のひとつに、「ニーズの見える化」がある。計画策定には、真のニーズ把握が必須です。「ニーズの見える化」が相談支援専門員の必須の役割となるように、研修・指導してください。あわせて、各市町村が自立支援協議会・相談支援専門員の活用により真のニーズを把握するよう、県の指導をお願いします。障害者計画に掲げられた施策の達成には、各市町村の自立支援協議会の役割と実行が不可欠です。県として、協議会の機能強化に向けた助言と支援策を示してください。	5障害のある人の相談支援体制の充実、（１）地域における相談支援体制の充実	地域生活支援班	○相談	-
146	千葉県難病団体連絡協議会	・２）相談支援専門員について 5-13では毎年300人以上が相談支援専門員として養成されているが、実務の従事者数（5-12）は伸び悩んでいる。その結果、自治体ではセルフプランにならざるを得ない障害者が多い。ただプランを作るだけなら問題はないと思うが、相談支援専門員はただのプランナーではなく専門的な知識を持った相談援助職なので、その専門的な相談援助を受けられないことは、障害者からみて（素人だけでは難しい）情報や知識を得る機会の損失である。	5障害のある人の相談支援体制の充実、（１）地域における相談支援体制の充実	地域生活支援班	○相談	-
158	千葉県障害児の放課後・休日活 動を保障する連絡協議会	・障害児相談支援で使用する障害児支援利用計画の書式を見直して市町村が障害児、成人それぞれにふさわしい異なった書式を二つ使用できるようにしてはいかがでしょうか？以下理由です。 理由⇒障害児分野は必然的に他機関連携が求められますが支援に参加する複数の機関を一つのチームとしてまとめ上げてゆくときのキーになるのが「総合的な援助方針」です。しかしこれは千葉県版にはありません。また国版にはあるものの「保護者支援の重要性」「周産期から青年期まで大きく変化するニーズの継続的特性」「実年齢と発達年齢の乖離に特徴づけられる障害を持つ児童の一般的な発達概況」「障害児相談支援に携わる相談支援専門員の力量のばらつき」など障害児支援特有の状況を考慮するなら現様式には改める点が多いと思います。 ※相談支援専門員は使っている書式によって育てられてしまうものです。	4障害のある子どもの療育支援体制の充実、（１）障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実	地域生活支援班	○相談	-

NO	関係団体	次期千葉県障害者計画に期待すること	「次期千葉県障害者計画に期待すること等」の、 第八次計画での関係施策	障害者福祉推進 課・障害福祉事 業課担当室班	担当専門部会	他所属担当課
159	千葉県障害児の放課後・休日活 動を保障する連絡協議会	・専門コース別研修で「性」の問題を扱った研修を計画すべきではないでしょうか。SNSやインターネットなどを通じてアダルトサイトにアクセスするなど現在子どもの身近な生活環境には性に関する情報が氾濫するようになっていきます。また軽度の発達障害の子どもが増えておりそうした生活スキルの高い児童とそうではない重度の児童が放課後等デイサービスには混在するようになっているので場合によっては軽度の児童が重度の児童を標的にして支援者や知人に知られないように不同意性交などの性的な加害行為に及ぶ可能性も予測されます。こうした現状を踏まえて就学期の児童を預かる放課後等デイサービスでは子どもたちが学校や家庭で受ける性教育に対してどのような汎化プログラムを用意すればよいのかなどが具体的にわかる内容の研修が求められています。	4 障害のある子どもの療育支援体制の充実、（１）障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実	地域生活支援班 療育支援班	○相談 ○療育	-
167	千葉県基幹相談支援センター連 絡会	・主要施策の中でも、相談支援体制の充実について、管理表より評価が低い項目が多い結果に現状なっているのがわかりました。相談支援は当事者さんの声を聴き、つながる・つなげる・つながり続ける仕事です。ここの仕組みが育成・確保し続けられないと、今ある施策やその後の当事者さんの生活のサポートのための「縁」がつかない状態になってしまいます。特に期待したい点として、 ・県の相談支援アドバイザーの積極運用、市町村ニーズへの対応活用方法の周知。また相談支援アドバイザー事業の見直し、その後の継続した相談支援アドバイザーからの市町村へフォローアップが継続し受けられる支援体制等があるとよいと思っております。 ・相談支援員の創設にあたっての、千葉県においても周知取り組みを広げてほしいと思います。 ・相談支援専門員の養成と確保には、市町村との人材確保や育成との連動も必要ではないかと思います。より県と市町村の連携体制を図れるように自立支援協議会や県障害者相談支援アドバイザー事業の有効活用を期待したいです。 ・相談支援従事者初任研修・現任研修・主任研修の連動性、千葉県の相談支援人材育成マニュアル整備の作成についても期待したいです。	5 障害のある人の相談支援体制の充実、（１）地域における相談支援体制の充実	地域生活支援班	○相談	-

令和7年度実施「次期千葉県障害者計画策定に向けた市町村自立支援協議会からの意見等」【期待】

NO	市町村自立支援協議会	次期千葉県障害者計画に期待すること	「次期千葉県障害者計画に期待すること等」の、 第八次計画での関係施策	障害者福祉推進 課・障害福祉事 業課担当室班	担当専門部会	他所属担当課
2	木更津市地域自立支援協議会	・相談員の研修の充実…開催回数や受講方法の見直し。 ・事業所や施設の設置分布の均等化…県内のどの地域でも安心してサービスを受けられるよう、事業所の設置数を目標値とするのではなく地域格差が少なくなるような目標値の設定。 ・重度障害児者の受け入れ施設の充実。 ・障害者等用駐車区画の適正利用に向けた広報・啓発活動について、続けていく必要がありますが、障害者に限らず高齢者や妊産婦、けが人も利用できることから、国の基準（50台に1台）を満たしていても、現状では必要数に足りていないと感じています。車椅子ユーザーですが、障害者等用駐車区画が空いていないため、一般の駐車区画に駐車することが多々あります。その場合、隣に駐車されないよういちばん端を探るか、あえて他の人が停めない遠くの方へ停めないとなりません。県の施策として、まずは公共の施設から設置数を増やしていく取組はできないでしょうか。		事業・暮らしの 場支援推進班 障害者福祉サ ービス事業指定 地域生活支援班	○入所・地域 ○相談	健康福祉指導課
12	松戸市地域自立支援協議会	・達成状況管理表5-1 セルフケアプラン率が高い中で、従事者数の目標は適切なのか。令和6年度の実績も早期に公表してほしい。	5障害のある人の相談支援体制の充実、（1）地域における相談支援体制の充実	地域生活支援班	○相談	-
13	松戸市地域自立支援協議会	・達成状況管理表5-13 養成数が年度ごとに一定でいいのだろうか。「目標を高く設定した」という根拠が不明。なぜ351件にとどまったのだろうか、振り返りが必要である。	5障害のある人の相談支援体制の充実、（2）地域における相談支援従事者研修の充実	地域生活支援班	○相談	-
22	富津市障害者総合支援協議会	・令和6年度から協議会設置運営要綱に県の総合支援協議会と各市町村の協議会の連携について明記されました。県の協議会と各市町村の協議会を繋ぐ仕組みについて、検討する必要があると考えます。	5障害のある人の相談支援体制の充実、（1）地域における相談支援体制の充実	地域生活支援班	○相談	-
23	富津市障害者総合支援協議会	・相談支援の施策における県のアドバイザーは「協議会の設置・促進」を目的とした内容となっていますが、協議会の設置については既に県内全市町村において設置済みとなっています。また、現在厚労省が3ヵ年で行っている「障害者地域生活支援体制整備事業」から、「基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等・協議会」の運動・連携は重要課題となっていることから、アドバイザーの役割については、「協議会の活性化」及び「基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等・協議会」の運動・連携」を主眼としたものにするなど内容の再検討を行う必要があると考えます。	5障害のある人の相談支援体制の充実、（1）地域における相談支援体制の充実	地域生活支援班	○相談	-
25	富津市障害者総合支援協議会	・相談支援専門員は障がいのある方が自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、本人やその家族からニーズを抽出し、必要な障害福祉サービスを提供するために重要な役割を担っているが、本市では、相談支援専門員が不足している状況にある。相談支援専門員への研修以外にも人材確保のため、資格要件の緩和や報酬の改正などの取り組みについて検討する必要があると考えます。	5障害のある人の相談支援体制の充実、（2）地域における相談支援従事者研修の充実	地域生活支援班	○相談	-
30	山武圏域自立支援協議会	【相談支援専門員等について】 ・研修を修了しても実務に就かない方が多く、慢性的な相談支援専門員不足が続いていることから、研修修了者が実務に就くための誘導をする等の具体的な取り組みが必要と考えます。	5障害のある人の相談支援体制の充実、（2）地域における相談支援従事者研修の充実	地域生活支援班	○相談	-
33	山武圏域自立支援協議会	＊その他意見＊ ・意思決定支援について、福祉従事者はより理解を深め、技法を学び、実践していくことが求められます。 ・障がい当事者の社会参加が促進されてきているが、まだ一部の限られた方々であり、より広くより多くの障がい当事者が活躍したり、様々な活動が行える社会を目指す必要があります。		地域生活支援班 事業・暮らしの 場支援推進班	○相談	-
43	印西市地域自立支援協議会	・相談支援専門員の充足と相談支援の適用について ➢理由：相談支援専門員が不足しており、新規利用者を受けづらい状況にある。障がい福祉サービス利用者全てに相談支援をというような理想ではなく、真に必要な利用者に対し相談支援専門員がつくような在り方を考えるべきではないか。	5障害のある人の相談支援体制の充実、（2）地域における相談支援従事者研修の充実	地域生活支援班	○相談	-

NO	市町村自立支援協議会	次期千葉県障害者計画に期待すること	「次期千葉県障害者計画に期待すること等」の、 第八次計画での関係施策	障害者福祉推進 課・障害福祉事 業課担当室班	担当専門部会	他所属担当課
63	旭市地域自立支援協議会	・今後の施策の方向性5について、相談支援専門員が不足していることから、全県においてすべての障害のある人に相談支援専門員をつけるようにするため、相談支援専門員の育成に取り組むことが急務であると考えます。	5障害のある人の相談支援体制の充実、(1) 地域における相談支援体制の充実	地域生活支援班	○相談	-
118	香取広域自立支援協議会	・相談支援専門員の資質向上が必要。事業所主体でなく、子どもを含む利用者の利益が優先されることが根本。親亡き後の親代わりが担える機能がまだない。適切な後見人は限られている。	5障害のある人の相談支援体制の充実、(2) 地域における相談支援従事者研修の充実	地域生活支援班	○相談	-
129	富里市自立支援協議会	・外国にルーツを持つ障害者・障害児およびその保護者への支援について、言葉や文化の違いの理解が十分でないことから、円滑なコミュニケーションを可能とするツールや支援体制を整備する必要があります。県においても、これらの対策に積極的に取り組むことを期待します。	5障害のある人の相談支援体制の充実、(1) 地域における相談支援体制の充実	地域生活支援班	○相談	-
136	富里市自立支援協議会	・地域差はあるかもしれないが、外国籍の方が多いので計画相談のソフトの様な物があると、助かる。(日本語を入力すると変換されるような)	5障害のある人の相談支援体制の充実、(1) 地域における相談支援体制の充実	地域生活支援班	○相談	-
137	富里市自立支援協議会	・国は、セルフプランを無くしたいと言うが相談支援専門員が少ないので、増えるような施策があると良い。(介護保険のケアマネも同じであると思うが)	5障害のある人の相談支援体制の充実、(1) 地域における相談支援体制の充実	地域生活支援班	○相談	-
138	富里市自立支援協議会	・外国籍の方向けのアセスメントの音声案内(翻訳されている紙でも)みたいな物があると良い。聞き取る事が大変。説明も難しいが。	5障害のある人の相談支援体制の充実、(1) 地域における相談支援体制の充実	地域生活支援班	○相談	-
147	市原市障がい者支援協議会	・「地域における相談支援体制の充実」について、相談支援体制＝計画相談というオフィシャルサービスにつなげるための基幹相談支援センターの設置、というような動きに納得できない印象がある。メンタルヘルスに課題がある人という概念の下、「障害がある人もない人も…」「障害の有無や程度に関わらず…」という共生社会に具現化を目指した今こそ、オフィシャルサービスだけが向上すればよいのではなく、基本相談、つまり委託の相談が必要なのではないかと思う。相談支援とはあくまでも公平中立にパブリックな立場で行われるべきであるので、今こそ①計画相談②基幹相談③委託相談のありようを整理する必要があると思う。	5障害のある人の相談支援体制の充実、(1) 地域における相談支援体制の充実	障害保健福祉推進班 地域生活支援班	○相談	-
155	市原市障がい者支援協議会	・多様性(身体、精神、発達、難病、重複、高齢化)への対応を強化すること。ひとりひとりの状況・希望に応じた支援プランの整備をさらに進めること。	5障害のある人の相談支援体制の充実、(1) 地域における相談支援体制の充実	地域生活支援班	○相談	-
157	市原市障がい者支援協議会	・相談支援体制のさらなる拡充、情報提供の充実に取り組む必要がある。	5障害のある人の相談支援体制の充実、(1) 地域における相談支援体制の充実	地域生活支援班	○相談	-
161	市原市障がい者支援協議会	・相談支援専門員がケース会議に出席した際や、利用者の様子確認のために訪問を行った際の、加算手当にあたる取り組みを行ってほしい。ケースワークに時間を割き、利用者主体の計画立案につなげるため。	5障害のある人の相談支援体制の充実、(1) 地域における相談支援体制の充実	地域生活支援班	○相談	-
165	白井市地域自立支援協議会	・(4)市町村への専門人材確保・育成支援について 市町村の相談支援体制強化について、市町村単位では各専門職の確保が困難であることから、障がい者支援を推進できる体制を整備するため、県による計画的な人材育成研修の実施と市町村への専門職配置に対する財政支援の拡充に取り組む必要があります。	5障害のある人の相談支援体制の充実、(1) 地域における相談支援体制の充実	地域生活支援班	○相談	-